

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガーナ	貧困農民支援に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	320,000千円 H26.3.31まで	H25.3.14 アクラで (同日)	日本側 二階尚人在ガーナ大使 ガーナ側 ハナ・セルワ・テテ外務・地域統合大臣	H25.4.3 102号
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与	200,000千円 -----	H25.3.14 アクラで (同日)	日本側 二階尚人在ガーナ大使 ガーナ側 ハナ・セルワ・テテ外務・地域統合大臣	H25.4.3 103号
ガーナ	配電設備整備計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	配電設備整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,686,000千円 H29.3.31まで	H25.5.6 アクラで (同日)	日本側 二階尚人在ガーナ大使 ガーナ側 ハナ・セルワ・テテ外務・地域統合大臣	H25.5.16 180号
ガーナ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	120,000千円 H30.12.31まで	H25.7.12 アクラで (同日)	日本側 二階尚人在ガーナ大使 ガーナ側 ハナ・セルワ・テテ外務・地域統合大臣	H25.7.29 258号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。